

Chapter 15 法人所得税の会計 JPN Comparison

【JPN Comparison 15-1】日本の繰延税金資産の回収可能性

日本で繰延税金資産の回収可能性を行う場合、会計基準に従って以下のよう
なことに留意しなければならない¹⁾。

- ① 収益力に基づく課税所得の十分性
- ② タックスプランニングの存在
- ③ 将来加算一時差異の十分性²⁾

繰延税金資産の回収可能性に関する判断要件については、日本公認会計士協
会の会計制度委員会報告における実務指針において、以下のように詳細な適用
手順が示されている。

- ① 期末における将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング
を実施する。
- ② 期末における将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング
を実施する。
- ③ 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを、
解消見込年度ごとに相殺する。
- ④ ③で相殺できなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その
金額を解消見込年度において、その税務上認められる欠損金の繰戻・繰
越期間の将来加算一時差異（③で相殺後）の解消見込額と相殺する。
- ⑤ 以上の手順によっても残る将来減算一時差異の解消見込額については、
その金額を将来年度の課税所得の見積額（タックスプランニングによる
課税所得の発生見込額を含む。）と、解消見込年度ごとに相殺する。

¹ 日本公認会計士協会、1999、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収
可能性の判断に関する監査上の取扱い」日本公認会計士協会、2。

² 清村秀之、2002「繰延税金資産の認識及び測定：繰延税金資産の回収可能
性」『産業総合研究』pp.115-116。

- ⑥ ⑤で相殺できなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を解消見込年度において、その繰戻・繰越期間内の課税所得の見積額（⑤で相殺後）と相殺する。

以上①から⑥の手続きの結果、相殺し切れなかった将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性がないと判断され、繰延税金資産から控除される。